

「特定不妊治療費助成事業の効果的・効率的な運用に関する
検討会」委員名簿

石原 理	埼玉医科大学産科婦人科教授
泉 陽子	茨城県保健福祉部医監兼次長
今村 定臣	日本医師会常任理事
楠田 聡	東京女子医科大学母子総合医療センター教授
齊藤 英和	国立成育医療センター周産期診療部不妊診療科医長
鈴木 良子	フィンレージの会
田邊 清男	日本産婦人科医会常務理事、東京電力病院産婦人科科長
村本 淳子	三重県立看護大学母性看護学教授
森 明子	聖路加看護大学母性看護・助産学教授
吉村 泰典	慶應義塾大学医学部産婦人科教授

(五十音順、敬称略)

「特定不妊治療費助成事業の効果的・効率的な運用に関する 検討会」について

1. 設置目的

平成16年度に開始した厚生労働省の特定不妊治療費助成事業については、着実に実施されてきているが、本事業の実施医療機関間の設備・人員並びに実績等には相当の差があることが明らかになってきており、また、本事業の効果的・効率的な運用のため、全国的な実績・成果の詳細な把握が必要となっている。一方で、不妊治療の成果・予後等については必ずしも明らかではないとの指摘がある。

平成19年度に本事業の一層の拡充を図ることを機に、こうした課題を検討する会を開催する。

2. 検討課題

以下の事項等について検討する。

(1) 本事業の全国的な実績・成果の把握について

今後、本事業の実績・成果を把握するため、受給要件の一つとして、治療内容や治療費総額、治療の結果等に関して、情報収集のための体制を整備する必要がある。その情報の収集・管理方法やその体制及び調査項目について検討を行う。

なお、検討結果を踏まえ、関係医療機関等と調整の上、平成19年度から実績・成果を把握する。

(2) 本事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件について

厚生労働科学研究*において作成した案及び厚生科学審議会生殖補助医療部会[†]における検討結果を元に、以下の項目について検討する。

- ① 実施医療機関の具備すべき施設・設備要件
- ② 実施医療機関に必要な人員要件
- ③ 実施責任者の要件
- ④ 実施医師の要件
- ⑤ 実施医療機関の指定方法

なお、検討結果を踏まえ、厚生労働省として平成18年度中を目途に設備・人員等の指定要件を定め、関係医療機関等と調整の上、平成19年度からこの指定要件を適用する。

* 平成17年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究)「生殖補助医療の安全管理及び心理的支援を含む統合的運用システムに関する研究」(主任研究者:吉村泰典)

[†] 生殖補助医療に関する制度整備の具体化のため、以下の3つの課題について、平成13年7月から平成15年4月まで計27回検討が行われ、報告書を取りまとめた。

- ① 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施、精子・卵子・胚の提供の条件
- ② 精子・卵子・胚の提供までの手続きや実施医療施設の施設・設備の基準
- ③ 管理体制

(3) 不妊治療の成果・予後等の検証方法について

長期的視野に立ち、今後、不妊治療によって出生した児の予後の検証を行う必要があるが、その情報の収集・管理方法や調査項目について検討を行う。

なお、検討結果を踏まえ、可能であれば平成 19 年度から出生児についての追跡調査を行う。

「特定不妊治療費助成事業の効果的・効率的な運用に関する検討会」

開催スケジュール

年度内に4回程度開催する。

- 第1回 平成18年10月18日(水) 18:30～20:30
 - ・ 自治体(東京都)から、自治体における本事業に関する実績・成果及び問題点のヒアリング
 - ・ 日本産科婦人科学会から、不妊治療の実施医療機関の登録と個別調査票の登録システムに関するヒアリング
 - ・ 厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究)「生殖補助医療の安全管理及び心理的支援を含む統合的運用システムに関する研究」(主任研究者:吉村泰典)分担研究者の柳田薫氏からヒアリング

- 第2回 平成18年11月30日(木) 17:00～19:00
 - ・ 課題(1) 本事業の全国的な実績・成果の把握についての検討
 - ・ 課題(2) 本事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件についての検討

- 第3回 平成19年1月下旬頃
 - ・ 課題(1) 本事業の全国的な実績・成果の把握についての検討
 - ・ 課題(2) 本事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件についての検討
 - ・ 課題(3) 不妊治療の成果・予後等の検証方法についての検討

- 第4回 平成19年2月下旬頃
 - ・ 課題(3) 不妊治療の成果・予後等の検証方法についての検討
 - ・ 検討結果の取りまとめ

特定不妊治療費助成事業に係るスケジュール

	10月	11月	1月	2月	3月	4月			
	第1回		第2回	第3回	第4回				
課題(1) 全国的な実績・ 成果の把握	ヒアリング ・自治体 (東京都) ・日本産科婦人 科学会 ・厚生労働科学 研究* 分担研究者		①調査項目 ②各項目の収集・集計 及び管理方法 について検討	検討結果の取りまとめ	関係機関と調整	要 綱 の 改 正	調査開始		
課題(2) 実施医療機関 の設備・人員 要件の指定			①実施医療機関の具備すべき施設・ 設備要件 ②実施医療機関に必要な人員要件 ③実施責任者の要件 ④実施医師の要件 ⑤実施医療機関の指定方法 について検討				指定 要件を 作成	新 要 綱 の 適 用	指定 要件の 適用
課題(3) 不妊治療の予後 調査体制の構築			①調査項目 ②各項目の収集・ 集計方法 ③予後の検証方法 について検討					調 査 開 始	

* 平成17年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究)「生殖補助医療の安全管理及び心理的支援を含む統合的運用システムに関する研究」(主任研究者:吉村泰典)

「特定不妊治療費助成事業」概要

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 助成の対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦
- 給付の内容 1年度あたり上限額10万円とし、通算5年支給
- 所得制限 650万円（夫婦合算の所得ベース）
- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
（全都道府県・指定都市・中核市において既に開始済み）
- 補助率 1／2（負担割合：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2）
- 沿革 平成16年度創設 支給期間2年間として制度開始
平成17年度より「母子保健医療対策等総合支援事業」として統合補助金化
平成18年度より 支給期間2年間に延長

平成18年度 特定不妊治療費助成事業（母子保健医療対策等総合支援事業）実施要綱（抜粋）

5 特定不妊治療費助成事業

(5) 医療機関の指定等

- ① 事業の実施に当たり、都道府県等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認められるものを指定するものとする。

なお、医療機関の指定に当たっては、次の諸点に留意すること。

ア 特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できる医療機関であること。

イ 日本産科婦人科学会の会告等に定める要件を満たしている医療機関であること。特に、凍結保存管理施設を有するとともに、治療の内容等についてのインフォームド・コンセントが得られる体制を整えていること。

なお、会告等に定める要件については、以下のものを参考とすること。

- ・ 「体外受精・胚移植」に関する見解（昭和58年10月）
- ・ 顕微授精法の臨床実施に関する見解（平成4年1月）
- ・ 「多胎妊娠」に関する見解（平成8年2月）
- ・ 生殖補助医療の実施施設の設備要件と実施医師の要件について（平成12年4月）
- ・ 生殖補助医療に関する諸登録の申請にあたって留意すべき事項（平成15年12月）

ウ 治療により妊娠の確認がされた後においても、妊娠から出産まで安心して医療が受けられる体制が必要であることから、出産等の母体・胎児管理を行う医師等への情報提供ができる医療機関であること。

エ 域外であっても管内の患者を多く受け入れている医療機関を指定する等、助成を受けようとする夫婦の利便性も考慮すること。

- ② 本事業の円滑な実施を図るため、医療機関の指定その他の事務処理に当たっては、医師会等関係者と十分連絡協議の上行うものとする。